

## 論文の盗用を巡る諸問題

星 野 豊

### 序 本論文の目的

- 1 論文の盗用発覚に対する制裁措置
- 2 論文の盗用に関する関係者の責任
- 3 論文の盗用を調査する大学の義務
- 4 論文の盗用の判断基準とその限界
- 5 論文の盗用防止体制の構築と課題

### 序 本論文の目的

一般論として、論文の盗用の有無やその範囲は、両論文を比較対照してみればある意味一目瞭然であり、不正行為として最も明らかになりやすい筈であるにもかかわらず、分野を問わずこれに手を染めてしまう者が少なくないのが実情である。その背景として考えられる事情としては、第1に、大抵の分野では既に多数の論文が発表されており、全く新たな知見や観点を以て作成される論文自体が極端に少ないこと、第2に、創造性を極めて重視するごく一部の分野を除いて、論文における新たな知見や観点は、既に公表された他の論文の「蓄積」の上に成り立つものと位置付けられており、他の論文を広範囲に渉猟して引用ないし整理することが、論文の作成過程における主要な作業と考えられる傾向が強いこと、そして第3に、圧倒的多数の著作者は、先例も先達もない分野で、自身の思索のみに基づいて論文を作成するような能力をそもそも持ち合わせておらず、論文の検討対象課題、具体的な問題設定、論文の結論ないし目的、論文の構成、場合によっては分析対象とする具体的な資料の詳細に到るまで、既に公表された他の論文の成果に事実上依拠せざるを得ない状況にあることが、それぞれ挙げられるように思われる。

他方において近年では、論文の盗用をはじめとする研究不正全般に対して、社会的な非難が特に強くなっており<sup>1</sup>、そもそも盗用を行った論文が公表の対象となること自体が生じないようにすべきであるとの考え方が有力となっている結果、従来よりもさらに広い範囲で、論文公表前における査読体制の整備や、論文剽窃チェックツール等の導入が行われていることは、特に大学及び学会関係者にとっては、周知の事実と思われる<sup>2</sup>。しかしながら、そのよう

1 ここで注意しなければならないこととして、「研究の不正」と「研究の失敗」とは全く異なるという点がある。すなわち、研究の不正は、そもそも研究成果あるいは研究そのものに対する社会からの信頼を損なう行為であり、学問的な価値が皆無であるのに対し、研究の失敗は、誠実にその過程を公表して分析検討の対象とすることによって、失敗しなかった研究と實質的に同一の学問的価値があることは、強調されてしかるべきである。星野豊「産学官共同事業の失敗と「研究者の責任」(1)」筑波法政61号41頁(2014年)参照。

2 例えば、尾鷲瑞穂「剽窃チェックソフト iThenticate の利用とその課題」情報処理学会第79回全国大会講演論文集549頁(2017年)。

な体制等の整備拡充にもかかわらず、論文の盗用が発表後に発覚する事案は正に跡を絶たない状況にあり、そのような中で、盗用を行った著者本人に対する非難に加え、かかる盗用論文を事前に発見できなかった査読者等に対して非難の矛先が向くことも、必ずしも珍しくなくなっている。

もとより、研究に関しておよそ全ての不正が許されないものであることは明らかであり、かかる不正を行った者に対して、厳正な制裁が加えられるべきことは当然であるが、かかる不正は多くの場合、当該著者の主観的な悪性を基盤として生ずる可能性が高い以上、第三者が事前にどこまでの発見ないし公表の阻止が可能であるかは、改めて検討してみなければならないであろう。同様に、論文の盗用が疑われた場合において、関係者の権利保護や尊厳の維持についてどのような配慮を行わなければならないかについても、過去の事案に対する検討を通じて、今後におけるより望ましい体制の構築手法や盗用阻止の方向性が、考えられてしかるべきである。さらに、「論文の盗用」と言った場合、その対象が具体的な表現のみならず「課題」「構成」「研究上の観点」についてまで及ぶこととなるかは、法律論と直観的な正義感とが必ずしも一致しない可能性があるところであり、そもそも「論文の盗用」とはいかなるものを指し、かかる「盗用を防止する」とはいかなる状況を防止するものであるかについて、明らかにしておくべきことも言うまでもない。

本論文は、以上の問題意識を基に、論文の盗用に関する現状の問題点を、近時における裁判例を基に整理し、論文盗用防止体制の構築可能性とそのための課題について、考えてみようとするものである。以下では、論文の盗用に関する近時の裁判例を取り上げ<sup>3</sup>、それぞれの事案における「論文の盗用」の問題点を、当該事件の事実関係及び裁判所の判断を検討することにより明らかにし（1～4）<sup>4</sup>、最後に、事前に論文の盗用に対して公表前に完全にこれを発見及び公表阻止をすることが事実上困難であることを前提としつつ、論文の盗用を事実上無効化することによる防止体制の構築可能性と方向性について、考察のうえ私見を述べる（5）。

## 1 論文の盗用発覚に対する制裁措置

前述のとおり、論文の盗用が行われる背景には、論文が作成される場合に、既存の研究に接することがどの分野でも事実上不可欠であるという点が、かなり大きく与っているものと言わざるを得ない。もとより、既存の研究の蓄積に新たな研究が依存している現象自体はある意味当然といえることができる。また、重要な課題であればあるほど多くの者が関心を持つこともまた必然である以上、研究を行う者の従うべき倫理として、自身と他人の研究業績を明確に区分することが適切に行われている限り、他人の研究成果を自己の研究成果の中に位

3 著作権侵害のリスクという観点から裁判例を分析した従来の研究として、比良友佳理「論文執筆をめぐる著作権法上の諸問題：裁判例の分析を中心に」京都教育大学紀要130号71頁（2017年）がある。

4 それぞれの分析検討に関する初出（学会発表）として、星野豊「研究指導者による指導対象論文からの盗用」日本知財学会第17回学術研究発表会【1D4】（2019年）（1）、星野豊「論文の盗用に関する関係者及び関係組織の責任」日本知財学会第16回学術研究発表会【2D13】（2018年）（2）、星野豊「論文盗用調査における大学の注意義務の範囲」日本知財学会第19回学術研究発表会【2C3】（2021年）（3）、星野豊「主題及び構成が酷似する論文に係る「論文の盗用」の該当性」日本知財学会第18回学術研究発表会【2B1】（2020年）（4）。なお、各節で検討する各事例における当事者ないし関係者の記号表記は、事件ごとに別人である。

置づけあるいは反映させることそのものが、盗用に当たらないことは明らかである。

他方、研究指導を受ける立場の者が論文を作成する場合、その指導に際して、指導者の考え方や発想等が事実上論文の内容に影響を及ぼすことは、十分ありうるところである。また、研究指導が熱心に行われれば行われる程、研究指導者の労力や時間は、自身の研究よりも研究指導に傾くわけであるから、研究指導を行った者の立場からすれば、当該研究は、指導対象者が単独で完成させたと言うよりも、むしろ研究指導者と指導対象者との共同作業の成果と認識されることも、事実上無理のないものである<sup>5</sup>。

しかしながら、自身の研究を行うことと他人の研究を指導することが異なることは当然であって、いかに研究指導者といえども、共著者として名を連ねているのでない限り、当該論文に関する著者としての責任を負うことのない反面、当該研究成果は「他人の研究」となる。従って、元の論文やその著者の存在を隠して、これを自己の業績として外部に表示することが、論文の盗用に当たることは明らかである。

本節では、研究指導を行っていた大学教員が、当該大学に在籍していた学生の作成した修士論文を、当該学生が修了した後に自己の研究業績として公表したことに対し、大学から懲戒免職処分を受けたため、その処分の取消を求めて提訴した事案である、大阪地判平成30年5月16日平成28年（ワ）7336号事件<sup>6</sup>を取り上げ、論文の盗用に関する判断基準と盗用者が受けるべき制裁について考えてみる。

## 【事実】

原告 X は、被告 Y 大学の教授であり、学科長、学長補佐、教育研究評議会の評議員等を歴任していた者である。X は、平成24年12月頃、健康教育に関する、透析患者の自己管理と生きがい感との関連に着目した論文（以下、「本件論文」という）を学会誌に投稿し、同論文は翌年7月頃に掲載されたが、この論文は、Y 大学大学院修士課程を平成24年3月に修了した訴外 A の作成した修士論文（以下、「本件修士論文」という）のうち、調査期間と解析図の一部を改変した以外、ほぼ全てを流用したものであった。なお、X は、本件論文を X の単著として投稿しており、本件論文中には、本件修士論文からの引用である旨や、A の氏名ないし A に対する謝辞等を示す文言はなかった。

Y 大学は、平成27年6月10日頃、本件論文が本件修士論文の盗用である旨の匿名の通報を受け、本件論文について調査した結果、X が本件論文作成に関して行ったことは盗用及び改ざんに該当し、研究活動の不正行為が行われたもので、大学の名誉及び信用を傷つける行為であると判断するに到ったため、平成28年1月28日付で、X を懲戒解雇した。

本件は、X が Y 大学に対し、懲戒解雇が無効であると主張し、労働契約上の地位確認と解雇後の賃金の支払とを求めて提訴したものである。

## 【判旨】 請求棄却。

① 「本件修士論文の作成に X が幾分かの寄与をしたことは否定できないが、これらは大学院の指導教員として通常行うべき職務であって、それを超えて X が本件修士論文の作成に特別な寄与をしたことを認める

5 実際、研究室全体で共同実験等を行い、その実験結果等を分析検討して研究成果を挙げている分野では、この傾向が顕著と思われる。

6 本件に関する他の評釈等はないようである。

に足りる的確な証拠はないから、本件修士論文をXによる研究の成果物であるとか、X及びAの共同研究の成果物であるとみることはできない。」「本件論文は、Xの単著として投稿され、引用元や謝辞の表示がないことからすると、外形的には、Xによる研究の成果物とみなされることになる。そうすると、Xが、大半が本件修士論文からの流用である本件論文を、Aの同意を得ることなく、上記のように引用元や謝辞を表示せずXの単著として投稿したことは、本件修士論文に対するAの著作権を侵害し、Aによる研究の成果を不正に流用するものであって、研究不正行為としての盗用に該当することは明らかである。」

② 「Aは、倫理委員会の承認を得て、平成23年4月から8月までの間、協力施設の研究対象者に対するアンケート調査を実施し、本件修士論文には、上記調査期間が記載されている。これに対し、Xは、本件論文において、研究対象者やデータ収集方法等に関する記載は本件修士論文と同様であるにもかかわらず、調査期間の点のみを「2012年1月から6月まで」と変更した。」「Xは、変更後の調査期間である平成24年1月から6月について、Xが、本件修士論文の精査や不備等の修正をしていた期間である旨主張するが、Aは同年3月までY大学に在学していたところ、仮に上記期間にXが本件論文の投稿に向けた作業をしていたのであれば、Aに連絡をとることが容易であったはずであるのに、その形跡がないこと、本件修士論文は指導教官であるXのチェックも経たずで同年1月にはY大学に提出されていたこと、上記チェックの際にXから特に意見はなかったことからすると、上記期間にXが実際に何らかの調査ないし作業を行ったとは認め難い（なお、Xは、当初、本件修士論文の提出後に、協力施設に対する調査を継続していたかのような弁明をしていたが、本調査委員会での事情聴取において、Xが協力施設を把握すらしていないことが判明し、本件訴訟における本人尋問においては、Xが協力施設に対する追加調査を行わなかったことを認める旨の供述をしている。）。」「本件論文における「調査期間」の記載は、研究対象者からのデータ収集を行った期間を意味するものと解されるところ、仮にXが上記期間に何らかの作業を行っていたとしても、Aが現にデータ収集を行っていた期間を「調査期間」から除外する合理的理由は存在せず、逆に、上記期間にはデータ収集による調査活動は行われていないのであるから、Xが、調査期間を上記のとおり変更したことについて正当な理由は存在しない」。

③ 「本件解析図は、……題名から明らかなおと、回帰分析の結果に基づいて、自己管理行動尺度の各因子と生きがい感との因果関係を示すために作成されたものと認められ、本件修士論文においては、Aによる回帰分析の結果が、本文に即して適切に示されているといえる。」「これに対し、本件論文では、回帰分析の結果に関する部分が本文において省略されているにもかかわらず、本件解析図には、自己管理行動尺度の第2因子及び第3因子も生きがい感と（双方向の）因果関係がある旨の矢印が記載され、あたかも回帰分析によってそのような結果が得られたかのような体裁となっている。ところが、Xは、Aから調査結果の原データやそれをまとめたエクセルファイルを受領しておらず、改めてXにおいて上記第2因子及び第3因子と生きがい感との因果関係の有無を確認するため回帰分析を試みるなどした形跡もない。」「そうすると、Xは、本件解析図の一部を変更することによって、もともとAの研究活動によって得られたデータの分析結果を、これとは異なる（すなわち真正ではない）分析結果に加工し、本件論文の一部として投稿したといえることから、Xの上記行為は……「改ざん」に当たるものというべきである。」「仮に、Xによる本件解析図の変更が、相関関係を示したものにすぎず、それ自体が「改ざん」には当たらないとすると、本件論文において、生きがい感と自己管理行動との間の因果関係は何ら検証されていないにもかかわらず、本件論文の結論部分には、高い生きがい感が自己管理行動の意識付けに有効な因子である（すなわち、生きがい感と自己管理行動との間に因果関係がある）旨記載されていることから、本件論文は、本件解析図も含む説明部分と結論部分とが整合せず、科学論文として重大な不備を有するものといわざるを得ない。」



④ 「本件非違行為は、教授である X が、教え子である A が作成した本件修士論文を盗用し、数点の改ざんを加えた上で自己の成果として公表したというものであり、」「(1) 本件論文の約95%は本件修士論文の流用であり、X は、誤記も含めて本件修士論文をほぼそのまま抜粋したこと、」「(2) 「X による本件解析図の変更によって、本件論文は科学的に重大な不備を有するものとなったこと、これらの点に照らすと、盗用の態様として極めて悪質であるといえる。」「X は、本件論文を投稿したのは、本件修士論文の成果を公表するという公益的目的によるものである旨主張する。」「しかしながら、公益的目的のために本件修士論文の内容を公表するのであれば、A と X との共著としたり、本件修士論文を紹介し又は引用であることを明示したりするなど、それが X の成果であるとの誤解を招かない方法によるべきであって、X の単著として投稿することは上記目的があったことをもって何ら正当化されるものではない。」

⑤ 「X は、A との共著とするために A に連絡をとろうと努めた旨主張し」「ているが、(1) A は、本調査委員会の事情聴取に対し、Y 大学を卒業する前に、X に対し、連絡先としてパソコンのメールアドレス及び携帯電話番号を伝えていたが、少なくとも平成25年3月頃まで、X からパソコンへのメールや携帯電話への連絡はなかった旨供述していること、(2) X が「平成24年1月頃から本件修士論文の公表を検討していたというのであれば、在学中であった A に連絡をとることは容易であったと認められるところ、X がその頃に A に対して本件修士論文の公表について連絡をとろうとした形跡がないこと、(3) A の卒業後も、その同級生らは在学していたことから、それらの者の協力を得て A に連絡をとることがさほど困難であったとは認められないこと、これらの点に照らすと、X の上記主張及び供述は、不自然かつ不合理であり、」「X には自己保身の態度が顕著に認められる。」「X は、表面的には、A や関係者に迷惑をかけた旨供述しているものの、いかなる意味で Y 大学の名誉を傷つけたかなどの X の行為の具体的問題点については、これを顧みない供述をしていない……ことからすると、真摯な反省の態度を示していたと認めることはできない。」

本件は、指導教員が学生の論文をほぼそのまま盗用したのみならず、論文のデータと解析図を一部改変したために論文の学術的価値を損なう結果となったという、どのように考えても酌量の余地のない事案と言わざるを得ない。裁判所は、X の弁解を徹底的に検証したうえで全て排斥しているが、その判示が支持されるべきことは言うまでもなく、控訴審・上告審でもこの判断は維持されている<sup>7</sup>。

もっとも、本件論文が学会誌に掲載されたことから明らかなおりに、盗用された論文であっても、事前の論文審査でこれを排除することは、極めて困難であると考えられる。特に、本件論文が盗用した本件修士論文のように、必ずしも公開されているとは限らない論文が盗用された場合には、事後の通報や原著者からの異議申立を待つしか対処の方法はないであろう。なお、近時注目されている論文剽窃チェックツールは、基本的には単語が同一であるかを丹念に拾い上げることによってチェック対象論文と他の論文との「一致率」を判定するものであるため、本件論文のように、調査期間等のデータを書き換えたり解析図を改変したりした場合には、むしろチェックの対象から外れてくることとなるから、完全な対応は期待できないものと考えざるを得ない。また、法律学のように、法律の条文や判決文等、著作権の対象とならないものが研究対象として少なからずあるような分野では、分析の一部を盗用したような場合、論文全体として検索した場合の「一致率」はかなり小さくなるため、盗用の

7 控訴審：大阪高判平成30年11月27日平成30年（ネ）1414号、上告審：最決令和元年6月25日平成31年（オ）495号・平成31年（受）599号。

発見はさらに難しくなってしまう<sup>8</sup>。

結局のところ、論文の盗用は、「技術的な不備」や「過失」により生ずることはむしろ少なく、盗用した者の人格的悪意が基盤となっているものと考えざるを得ないわけであるが、問題は、かかる状況を研究に携わる者がどの程度認識しているかにかかってくる。誤解を恐れずに言うならば、論文の盗用は、極めて巧妙に行われれば、そもそも発見されること自体がなく、仮に発見されたとしても盗用と断定することが困難となる可能性も高くなるわけである。そうすると、盗用が発見されて指弾されるものは、「悪質」というよりもむしろ「要領が悪い」ということになりかねず、盗用に対して「厳罰」を以て臨むことも、完全な効果を期待できるとは限らない点に注意すべきである。

さらに、論文の盗用が生ずる背景として、現在、研究に従事する者が置かれている環境についても、配慮する必要があるのかもしれない。本来研究は、各自の自由な発想に基づき、生活上の必要と言うよりも生活の余裕の範疇で行われる筈のものであるにもかかわらず、具体的かつ社会全体から注目を浴びる研究成果を、直ちにかつ大量に生産しなければならないという無言の圧迫が、冷静な判断を狂わせ、安易な手法の1つとして他人の研究成果を盗用するという方向に、研究者を追い込んでいく感もないではない。さらに、各分野での研究がそれぞれ独自の進歩を遂げていることにより、異なる研究分野間において他人の研究成果の意義や学問的価値を適切に評価することが難しくなっていることも、かかる傾向に拍車をかけているのかもしれない。

以上のことからすると、論文の盗用が研究における「犯罪」であり、厳しく処断されるべきことは当然としても、かかる抑止を適切に行うためには、事前の抑止に手間をかけることや、発覚後の制裁を嚴重にすることよりも、盗用が事実上無効となるような研究体制や評価構造を創出する方が、より合理的である可能性があるように思われる。

## 2 論文の盗用に関する関係者の責任

論文の盗用が発覚した場合、盗用を行った著者本人が責任を負うべきことは当然であるが、その関係者及び関係組織が当該盗用に関する責任をどの範囲で負うべきかについては、具体的な盗用の形態が区々であることと相まち、議論が必ずしも単純でないのが現状である。

本節では、論文の盗用が指摘された事案について、原著者から該当論文作成者本人に対するほか、指導教員、所属大学、及び所属学会が提訴された事件である、東京地判平成27年3月27日平成26年（ワ）7527号<sup>9</sup>を取り上げ、論文の盗用に関する関係者及び関係組織の責任の範囲とその根拠について考えてみる。

### 【事実】

本件の原告 X は、A 大学の教員であって、本件原論文（以下、「X 論文」という）の著作者である。また、

8 従って、法律学のような分野の場合には、盗用を疑われる論文全体について剽窃チェックを行うことはあまり意味がなく、盗用が行われた該当部分の頁ないし段落等を抽出して検証することの方が合理的である。

9 本判決及び控訴審の評釈として、坂田泰弘・パテント69巻12号33頁（2016年）がある。

被告 Y1及び被告 Y2は、被告 Y3大学の大学院に所属していた大学院生及びその指導教員であり、本件各論文の共同著作者である。また、被告 Y4学会は、本件各論文を学会誌に掲載した学会であり、X 論文について、学会所定の譲渡契約に基づき、X から著作権の譲渡を受けていた。

本件は、X が、Y1が単独又は Y2と共同で執筆した本件各論文（以下、一括して「Y1各論文」という）、及び、訴外 B が Y2の指導下で執筆した論文（以下、「B 論文」という）の中に、それぞれ X 論文の記述とほぼ同一の記述があることを前提に、これらが X 論文に係る X の著作権（複製権又は翻案権）及び著作者人格権（同一性保持権及び氏名表示権）を侵害する不法行為であり、また、学術論文を他人に盗用・剽窃されない利益を侵害する一般不法行為を構成し、Y2が勤める大学院を運営する Y3大学は Y2の各不法行為について使用者責任を負う、と主張して、（1）Y1及び Y2に対し、本件各論文による著作権侵害及び著作者人格権侵害の共同不法行為に基づき、Y3大学に対し、その使用者責任に基づき、慰謝料及び弁護士費用計330万円及び遅延損害金の連帯支払を求め、（2）Y2に対し、Y1各論文による学術論文を盗用・剽窃されない利益の侵害に係る一般不法行為並びに B 論文による著作権侵害及び著作者人格権侵害に係る B との共同不法行為に基づき、Y3大学に対し、その使用者責任に基づき、慰謝料及び弁護士費用として220万円及び遅延損害金の連帯支払を求め、（3）Y1及び Y2に対し、著作者人格権侵害に基づく名誉回復措置請求として謝罪広告の掲載を求め、（4）Y4学会に対し、運営するウェブサイト上での Y1各論文及びその著作者名の掲載が X 論文に係る公衆送信権及び氏名表示権を侵害すると主張して、同ウェブサイト上からの論文及び著作者名表示の削除を求めるとともに、（5）X 論文の著作権についての Y4学会への譲渡契約を Y4学会の債務不履行に基づき解除したと主張して、これを争う Y4学会との間で、X が X 論文の著作権を有することの確認を求めた事案である。

### 【判旨】 一部認容（Y1及び Y2に対する慰謝料等22万円認容）

① 「Y4学会は、Y1各共著論文による X 論文に係る著作権侵害を認定した後、Y2に対して是正の意思を確認し、X との間でも対応を協議し、X と Y2との合意に基づいて是正措置を進める準備をしていたと認められるから、Y4学会としては、著作者である X に配慮し、X と協議して、問題の解決に向けた相応の努力をしていたと認められる」から、「Y4学会が本件著作権規程に基づく X に対する義務を履行しなかった」とは言えない。

② 「Y1論文と X 論文のうちそれぞれ「の基本原則として」以下の部分の記述は、接続詞の「次に」が「さらに」となっている点で異なる以外は、誤字（「地域姓」）を含めて、全く同一の文章といえるものであるから、Y1論文が X 論文に依拠して、その記述を複製したものであることは明らかである。」「Y1ら共著論文の記述は、X 論文の一部の記述を複製したものであるところ、そこには X 論文の著作者である X の氏名が表示されていないから、X の氏名表示権を侵害するものといわざるを得」ず、慰謝料20万円及び弁護士費用2万円を認容する。これに対して、「Y1単著論文は、Y1ら共著論文と同様に、X 論文の表現を複製した記述を含むものと認められる」が、「Y1単著論文は、そもそも公表されておらず、公衆に提供ないし提示されたものではないから、そこに X 論文の著作者名が表示されていないとしても、X の氏名表示権が侵害されたということとはできない。」

③ 「Y4学会は、「電子図書館」のウェブサイト上に、Y1ら共著論文の「著作者」として、Y1及び Y2の氏名を表示しているが、Y1ら共著論文の著作者は、あくまで Y1及び Y2であって、X ではないから、かかる著作者名の表示自体が X の氏名表示権を侵害するものであるとはいえない。また、同ウェブサイトから単に Y1らの氏名を削除しただけでは、それによって X の氏名が表示されて、氏名表示権の侵害状態が解消され

ることにはならないのであるから、Y1らの氏名の削除を求める請求は、侵害の停止とは無関係な行為を求めらるものである。」

④ 「Y1ら各論文による氏名表示権侵害が、Xに対する悪質な権利侵害であるとまではいえず、また、それによって、Xの社会的評価としての名誉及び声望が大きく損なわれたものとも認めることができない」から、「Y1らに対して、Xの名誉又は声望を回復するために謝罪広告の掲載を命ずるまでの必要性があるとはいえない。」

⑤ 「B論文とY1論文がいずれも通信の融合及びそれに関する法の在り方をテーマにしており、Y2の指導の下で執筆されたという点で共通しているからB論文においてもX各表現が用いられているとのXの主張は、単なる憶測にすぎず、」 「仮にB論文においてX各表現が用いられているとしても、XはそもそもX論文の著作権を有しないから著作権侵害の主張は失当であり、B論文が公表されているとは認められないから氏名表示権侵害に当たるともいえず、同一性保持権侵害の主張も理由がない。」

⑥ 「著作物を利用する行為について、著作権法に規律された著作物を独占的に利用する権利を侵害するか否かが問われるのとは別に、作者の権利を侵害し一般不法行為が成立すると認められるのは、当該利用行為によって、著作権法の規律の対象とする著作物の利用による利益とは異なる法的に保護された利益を侵害するなどの特段の事情がある場合に限られるというべきである。」

⑦ 「研究者の執筆・公表した学術論文を第三者が複製等によって利用したからといって、それにより研究者の学問の自由が侵されるものとは認められないし、当該研究者の能力、専門性ないし業績に対する評価が低下するものとも解されない。」 「それぞれ6頁から成るY1ら各共著論文において複製されたX論文の2箇所の記述は、いずれも9頁に及ぶX論文の中のわずか数行の文章にすぎず、しかも、その内容も他の文献を要約したものであるか、英国著作権法の規定を解説したものであって、その表現の選択の幅は極めて狭く、その限度でかろうじて作者の個性が表れているにすぎないものであるから、Y1が、これらの記述を利用することによって、Xの費やした時間、労力及び金銭、あるいはそれらにより得られたXの業績等にフリーライドしたとか、専門家の1人としての地位を不当に得ようとしたなどと評価することはできない。」 「また、Y1がX論文の一部をY1ら各共著論文において複製したことによって、Xの研究活動が妨害されたものとも認められない。」

本判決に対してXは控訴し、Y1及びY2も附帯控訴したが、控訴審は、本判決とほぼ同旨を判示しつつ、弁護士費用を本判決の認容した1万円から10万円に増額し、Y1及びY2に支払うよう命じた。これに対して、Xは上告及び上告受理申立をしたが、最高裁は上告棄却・上告不受理決定を下し、控訴審の判断が確定した<sup>10</sup>。

本件は、大学院生が執筆した論文、及び、大学院生が指導教員と共著で学会誌に公表した論文が、他の著作者による論文の一部を盗用していたとされた事案であり、大学院生を指導する立場にある教員の責任、及び、かかる大学院生及び指導教員が所属する大学、さらに、学会誌に論文を掲載した学会の責任の有無及び範囲が問題とされたことを含め、大学関係者にとって相当の衝撃あるいは影響を与えかねない事件である。

本判決は、盗用を行った本人である大学院生Y1と、共著者として学会誌に論文を掲載した指導教員Y2の責任のうち、Xを著作者として表示しなかった部分についてのみ慰謝料の

10 控訴審：知財高判平成27年10月6日平成27年（ネ）10064号・10078号、上告審：最決平成28年8月5日平成28年（オ）51号・平成28年（受）70号。



支払を命じ、Xの他の請求を全て棄却している。また、Y3大学及びY4学会の各責任についても、それぞれ異なる理由であるが、Xの請求を棄却している。従って、本判決は「一部認容」判決ではあるものの、実質的に見ればX側の敗訴に等しいものであり、Xが控訴及び上告して本判決の判断を争ったことは、半ば当然の対応と考えられる。

また、本判決の判示から明らかなおと、本件で「盗用」の対象とされたX論文の具体的な表現は、他の文献の要約あるいは英国著作権法の解説を行った部分であって、X自身の考案に係る全く新たな知見や観点を提示しているものではないことが、本判決においてXの主張が事実上受け入れられなかった理由の1つを構成していると考えられる。冒頭で述べたとおり、圧倒的多数の論文は、過去から現在に到るまでの議論の動向を正確かつ要領よく「まとめ」あるいは「整理」したものであったり、それまで当該言語圏あるいは当該国内で特に議論の対象とされていなかった知見や観点を初めて「紹介」したものであったりすることが少なくなく、厳密に考えた場合に「著作者自身の思索による創造物」と断言することがやや困難であるようなものが多数含まれてくることが否めない。また、著作権による著作権者の保護が、論文で展開されている知見や観点それ自体を保護しているのではなく、その知見や観点到に係る「表現」に着目していることも、かかる傾向を後押ししているものと考えられる。

従って、同一の検討対象資料について、各著作者が自己固有の表現で要約をする限りにおいては、仮に結論が他の論文と完全に同一となった場合であっても「論文の盗用」には該当しないこととなるし、他人の表現をそのまま論文の中で利用して自己の検討結果ないし自己の見解と同一である旨を論ずる場合であっても、当該他人の論文の表現を特定して「引用」する作業を正確に行えば、「論文の盗用」に当たらないとされることは、周知のとおりと思われる。

そうすると、この考え方の下で「論文の盗用」に該当する場合は、検討対象資料や議論それ自体が一致しているのみならず、表現まで一致している場合に事実上限られることとなる。また、同一の資料からは多くの場合、同一の結論や分析結果が出てくる可能性が高いことも容易に想定できることであるから、仮に議論や結論のみならず表現までが酷似していたとしても、かかる表現の類似性や同一性を以て「盗用」と判断できるためには、論文における議論や結論等のいわゆる本質的部分からかなり外れた点に、事実上着目せざるを得なくなってしまう<sup>11</sup>。

以上を要するに、論文の盗用は、「研究者の人格的評価」に関わる重大な不正行為であるにもかかわらず、著作権法の規定が必ずしも著作権者の利益保護を容易に達成できるようになっていないこと、特に、盗用の疑いが生じた場合においても、そのための証拠を取り付ける手段がほとんど用意されていないことから、事実上、著作権者の「保護」が図れなくなっている状況が生じていると言わざるを得ない。従って、著作権者としては、論文に関する自己の利益を実効的に保護するため、論文作成の段階から、盗用の事実を容易に証明することができるような種々の「策略」をめぐらしておくことが必要となるであろうし<sup>12</sup>、また、盗

11 実際、本件においても、Y1らが盗用をしたとの判断が揺るがないものとなったのは、X論文における誤植や誤字を含めて表現が一致していたからに外ならず、仮にY1らがより「慎重」に論文作成をしていた場合には、Xの請求は、Y1やY2に対する関係でも、証明不十分として棄却されていた可能性もないではないように思われる。

12 このような「策略」の具体例としては、論旨に直接関係のない事項を注記したり補論として述べておいたりす

用が疑われるような論文が公表された場合には、「共犯者」の一部を免責する代わりに盗用の事実を自白させる等、あまり正攻法とは言えないような「作戦」を駆使する必要に迫られることになるであろう。

さらに、本件において、X側がY1らによる盗用の証明が困難であった事情としては、Y1論文あるいはB論文の本体をはじめとする盗用の事実を確認するための資料の開示を、Y1及びY2はもとよりY3大学も応じなかったことが、与っているように思われる。また、Y4学会も、Xからの情報提供の要求に対して、必ずしも協力的な態度を示さなかったことが窺われる。本件において、自己の論文を盗用されたXが「被害者」であること自体は疑いがないにもかかわらず、自己の受けた被害を確認するための資料の開示や、自己の論文に関する権利行使を自己の判断でできないという点を考えると、原著者の利益を保護するための手段として、現行著作権法が「不十分」である可能性があることを疑わざるを得ず、事実関係を明確に判断することができるための的確な証拠を保全できるような制度を検討することも、今後の無用な紛争を減少させるためには、有益であると考えられる。

他方、本判決の判示するとおり、学生が論文を作成するに際しては、直接論文作成指導を行う教員でさえ、作成される論文が盗用に当たる旨を察知できるか否かは、半ば偶然の事情に依拠するものと考えて差し支えない。まして、大学がその管理下にある論文の全てを公表前に点検することや、学会が投稿されてきた論文について盗用の有無を事前にかつ完全に審査すべきとすることは、極めて重い責任を大学や学会に負わせることとなりかねない。その意味で、本判決の結論それ自体は、Xにとっては大いに不満なものであったことは想像に難くないが、一応支持されざるを得ないであろう。

このように、著作権者の利益保護の必要性と、論文盗用の責任が不必要に広範囲にわたらないよう合理的に制度設計をすべきこととは、事実上表裏一体の関係にあるわけであり、論文の盗用を防止する体制を構築するに際しては、どこかで事実上妥協を図らざるを得なくなってくる。例えば、求められた情報提供を行うことと引き換えに、当該情報に係る責任を免除ないし軽減すること等は、責任追及の一部を被害者に断念させることと引換に、事件全体の実情を明らかにすることに貢献するものであり、総合的にみれば有益な解決が導かれるものと評価できるように思われる。

### 3 論文の盗用を調査する大学の義務

論文の盗用が行われた場合、盗用を行った者が盗用の事実を争わずに認めることはむしろ少なく、原著者からの承諾を得ていたとか、実質的に自己の研究成果であるとか、偶然表現が一致しただけである等、様々な弁解を述べ、盗用の事実を否定しようとするのが珍しくない。従って、盗用の疑いがある旨の通報を受けて調査を行う者、典型的には当該盗用者の所属組織である大学等は、かかる事実の有無を明らかにするため必要な調査を行うこととなるが、この調査を行うに際して、実務上の問題が生じてくる場合がある。

---

ることが挙げられるが、このような対応は、論文本体の議論の一貫性や焦点の当て方について、著者の意図しない評価を受けるおそれがあるため、博識を以て無条件に是とする分野でない限り、なかなか実行が難しい側面があることも否定できない。

すなわち、調査を行う大学の立場からすれば、かかる盗用を行ったとされる者は多くの場合、当該大学の関係者である以上、調査を行うことそれ自体によって、従来築かれてきた信頼関係が破壊されるおそれがあるわけであり、大学が調査に対して慎重な姿勢で臨むことは、ある程度まではやむを得ないところと思われる。しかしながら、大学の調査に対する慎重な姿勢は、盗用を訴えている側の当事者にとっては、盗用をした者を大学が庇っているようにしか見えず、大学に対する信頼が別の意味で破壊されることとなりかねない。また、大学が調査を行う際に、必要な資料ないし証拠として、盗用された論文の該当箇所を特定して示すことを求めること等も、大学が公平に調査を行うためには当然なされるべきである一方、盗用の被害を受けた者にとっては、自己の受けた被害の事実と再度向き合わなければならない、精神的な負担が大きいのしかかることが想像に難くない。

本節では、同じ大学学部内の同僚教員間で論文盗用が行われ、大学に対して盗用を訴えた教員が、盗用が行われたとの調査結果が出された後に、精神状態が悪化して自殺に到ったことについて、遺族が盗用を行った教員及び大学に対して慰謝料等を請求した事案である、京都地判平成30年4月18日平成26年（ワ）1216号を取り上げ、論文盗用の疑いについて調査を行う大学が払うべき、注意義務ないしは安全配慮義務の範囲について、検討を加えることとする<sup>13</sup>。

## 【事実】

訴外亡Aは、原告X1の配偶者、原告X2及び原告X3の母であり、被告Y1大学の教授であった。被告Y2は、Y1大学の同じ学部属する、Aの同僚教授であった。Aは、電子媒体を利用した月観察支援システム等に関する研究等を専門としており、週当たり平均8コマ（約12時間）の授業担当をし、6名の大学院生あるいは学部生を指導し、平均14～15件の学内の委員職を担当する等していた。

Y2は、平成19年頃から平成22年にかけて、Aの研究成果を自己の名義で学会誌に論文投稿したり、あるいは、Aに無断で、Aの研究成果ないし実験結果を複製あるいは翻案するなどしたうえで、自己とAとの共著名義で学会誌に論文投稿したりしていた（以下、「本件盗用等」という）。なお、AとY2とは、前記のとおりY1大学での同じ学部属する同僚であり、本件盗用等が行われる前には、共同研究の成果を共著で学会誌に論文公表する等していた。

Aは、平成23年になってY2による本件盗用等の事実を知り、平成23年6月から10月にかけて、Y1大学に対して不正の申立を行うと共に、Y2が投稿した論文の取下を学会誌編集委員会に申し立てたが、学会誌編集委員会は、引用の不足であれば追加が可能であり、この問題はAとY2との間の「ローカルな問題」と認識している等と応答し、論文の取下処理を行うことに消極的な見解を示した。一方、Aからの申立を受けたY1大学は、調査委員会を組織して調査を行った結果、平成24年2月、Y2が研究上の不正行為を長期にわたって多数行っていたと認定した。なお、Y2は、本件調査に対して、少なくとも平成23年9月頃までは、Aによる承諾があったと主張し、本件盗用等を認めていなかった。

Y1大学は、前記調査結果を認定した後、Aの希望を承けて、Aの開発した月観察支援システム及びこれを使って得られたデータをY2が使用しないとの誓約書や、本件盗用等を認めるY2の謝罪文の作成を指示したほか、平成24年5月にY2を論旨解雇処分とした。また、A及びY1大学は、学会誌編集委員会に対して改めて論文の取下を申請し、編集委員会はこれに応ずる意向を示したが、一部の編集委員はなお、既に公表され

13 本判決に関する他の評釈はないようである。

た論文を抹消することに難色を示し、謝罪で足りるものとの見解を示していた。

Aは、平成24年5月、Y2が投稿した論文のうち1件が削除されずに閲覧可能な状態で残っていたことを発見した直後の時期からうつ病を発症し、Aを診察していた医師は、同年8月、約1ヶ月の休職を要する旨の診断書を発行し、Aは同年8月半ばから休職となったが、その直後に、Aが休職前に担当していた教員免許状更新講習の採点業務の依頼が、Y1大学担当者からAに対して行われた。なお、AがY1大学に対して申請していたサバティカルは認められなかったが、Y1大学はAの診断書が提出されたことを承けて、一部の委員職を他の教員と交代させた。

Aは、同年9月2日、自宅寝室で自殺した。労働基準監督署は、Aの自殺に関して、同僚とのトラブル及び業務による心理的負荷が精神的障害の有力な原因であるとする報告書を作成している。

本件は、以上の経緯の下で、Aの相続人であるX1らが、Y1大学及びY2に対し、Y2は、本件盗用等によりAの著作権（複製権、翻案権）及び著作者人格権（名誉権、氏名権）を侵害し、Aの名義を共著者として表示したことによりAの人格権（名誉権、氏名権）を侵害したほか、Y1大学の調査において盗用を否定し、論文の取下を妨害したものであり、また、Y1大学も、Y2の言い分に偏った調査を行う一方、Aには大量の資料の提出を要求するなどしてAの心身の不調に配慮し必要な措置をとることを怠った、と主張して、Y2については不法行為に基づき、Y1大学についてはY2の行為に係る使用者責任及びY1大学自身の不法行為又は安全配慮義務違反に基づき、合計約1億1000万円の支払を求めたものである。

### 【判旨】 Y1大学に対する請求棄却。Y2に対する請求一部認容（計180万円）。

① Y2による本件盗用は、Aの研究成果に関する複製権及び氏名表示権の侵害に当たるが、Aは被害者であるから盗用に加担したとの印象を持たれるという事態は考えられず、前記と別に氏名権あるいは名誉権が侵害されたとは言えない。

② 本件盗用は、Y2の故意による侵害であり、Aからの承諾を得た証拠はない。また、AがY2に対して投稿論文の報告をしたことを以て、AがY2に対してデータを提供したことにはならない。但し、Aの署名のある Author Agreement のある論文については、Aが共著者となることの承諾があったと認定すべきである。なお、Y1大学の調査においては、Y2による無断投稿と判断しており、Y2の謝罪文も存在するが、これはAが同書面に署名した記憶がないと主張し続けたため、Y1大学が調査を打ち切った経緯があり、結果としてY2の認識と異なる謝罪文が作成された可能性も排除できない。また、Y2がY1大学の調査において客観的事実に沿わない弁明をしたとしても、これだけではY2による調査妨害あるいは論文取下に係る妨害があったとは認められない。さらに、Y2に論文抹消に対する妨害あるいは非協力の事実があったとしても、これは投稿による不法行為の継続と評価されるべきものであり、独立の不法行為を構成しない。

③ Y2による本件盗用等は、大学外の学会が管理運営する学会誌に対する論文投稿として行われたものであって、同学会誌への投稿をY1大学が指示したわけでもない以上、Y2がY1大学の職務として執筆投稿したとは認められず、Y1大学はY2の不法行為について使用者責任を負わない。

④ Y1大学におけるAの業務負担は、平成23年度及び平成24年度については特に過大なものとは言えず、業務を軽減する義務がY1大学にあったと言うことはできない。また、Y1大学が偏頗な調査を行ったとは認められないし、調査中において、Y1大学がY2に対して、論文の取下や謝罪文の提出を求めることは時期尚早であって、調査結果が確定するまでY1大学がこれらをしなかったことは違法ではない。さらに、Y1大学は、Aの依頼を受けて月観察支援システムに関する引き継ぎ業務等について、AとY2との関係に配慮しつつ協力しており、その対応に義務違反があったとは認め難い。



⑤ A が最後に申立を行ったのが平成23年10月であり、調査委員会が結論を出したのが平成24年2月であることからすると、調査が必要以上に長期化したとも言い難い。また、Y1大学がAに対し、膨大な調査を要求したことを認めるに足る証拠もない。さらに、学会誌の編集委員の一部が論文の抹消に消極的な見解を示していたことからすると、Y1大学が論文の取下に向けて有効な手段を講じたとは考え難い。

⑥ 平成24年度については、本件盗用に関する調査が終了した後のことであり、Aが調査に労力を要したということではできない。また、Aの要求に沿った誓約書や謝罪文の準備が進められていたことや、Aから「気持ちを切り替えました」等のメールを受信していたこと等から、Y1大学において、Aが本件について抱いていた心労は一定程度軽減していると考えたとしてもやむを得ない。また、Aに対してサバティカルを付与する義務があったとも認められない。これに対して、Aから診断書が提出された後については、業務を軽減させる措置を行う義務がY1大学に生ずるが、Y1大学はAの申し出のとおり一部の委員職を他の教員と交代させている以上、Aに対する義務違反があったと言うことはできない。

⑦ 前述のとおり、医師の診断書が提出された平成24年8月以降は、業務軽減をすべき義務がY1大学には生じており、教員免許状更新講習について事務連絡を行うだけであればともかく、Aが休職している期間中に答案の採点を督促したことは不適切であったと考えられ、安全配慮義務に違反するというべきである。

⑧ Y2による本件盗用は不法行為に当たるが、これとAの自殺との間に相当因果関係はない。Aは、盗用の被害者であるにもかかわらず、先に投稿されてしまえば自己の論文を発表できなくなると強く悲観していたこと、通常の学内業務のほか、Y2の不正を解明するために相当量の資料を作成したことによる肉体的負荷、Y1大学の調査に対応すること自体についての精神的負荷に加えて、学会誌に申し立てた論文の取下に対して学会誌編集委員会が消極的な見解を示したことや、論文が削除されないままになっていることを発見して、論文取下が実現しないとの見通しを強くしたことから、精神的に不安定な状態に陥ったものと推測されるが、Y1大学において、Aがそのような深刻な心理状態に陥ることを予見することは困難であったと言わざるを得ない。なお、前記のとおり教員免許状更新講習の採点をAの休職期間中に依頼したことは不適切であったと言えるが、このこととAの自殺との間の相当因果関係は認められない。

⑨ Y2の不法行為によりAに生じた損害としては、氏名表示権の侵害に係る慰謝料140万円、氏名権侵害に係る慰謝料10万円、論文抹消費用10万円、弁護士費用20万円が認められる。但し、利用されたデータ自体は既にA自身が学会で公表済みのものであり、盗用の被害者であるAが改めて自己の研究成果として公表することが学問の見地から許されないとも言えないから、Aによるデータの利用が社会観念上実現できなくなったとは言えず、複製権侵害による損害を認めることはできない。また、Y1大学による採点指示は、前記のとおり安全配慮義務違反であるが、作業量からしてAの自殺の引き金となったとは認められず、Y1大学における予見可能性も認められない。なお、損益相殺、過失相殺は認められない。

本件は、大学教員間で行われた論文の盗用に関して、大学が調査して盗用があった旨の結果を出した後に、被害者である教員の精神状態が悪化して自殺に到ったという、深刻かつ複雑な事案である。前述のとおり、論文盗用の調査を行う大学は、強制的な権限がない中で、関係者間の信頼関係の維持に努めつつ、事実関係を明らかにしなければならないという、大きな制約を負っている。かつ、調査に際しては、弁護士等の支援を仰ぐとしても、調査委員は当該論文に関して専門的知見を持つ者が主に選任される可能性が高く、事情聴取等をしたことも受けたこともない者が多数を占める以上、捜査や裁判と同様の厳密さを要求することは、事実上不可能と考えて差し支えない。

さらに、大学としては、当事者の双方からそれぞれ法律上の責任を迫られる可能性を意識せざるを得ないとの立場に置かれるため、両当事者に対して公平に調査しようとするほど、勢い慎重な姿勢を以て臨むことが避けられず、本件における Y1 大学も、同様の状況にあったと推察される。しかしながら、かかる大学の状況は、同様の立場に置かれた経験がない者には想像することが難しく、特に調査対象となった当事者からすれば、大学が公平に調査を行っているか自体について疑いを持つこととなり、結果として不信感がさらに増幅していくという、悪循環が生じている感が否めない。

このように、大学の調査における厳密さや公平さには、調査に当たる者がどれほど努力したとしても、事実上の限界がある以上、今後における調査については、大学としての立場に基づいて、大学としての見解を形成させるためのものと割り切るべきであり、不服を持った当事者が、必要な情報開示を受けた上で、法律上の解決を裁判所に求めることが、むしろ合理的であるように思われる<sup>14</sup>。実際、論文の盗用が問題として申し立てられた状況下で、関係者間における信頼関係がなお維持されうると考えること自体、現実的な認識とはやや言い難く、信頼関係が破壊された状況における問題解決は、法律に従って粛々と解決していく方が、当事者にとっても大学にとっても望ましい解決を導くことが期待できるように思われる。

但し、以上のとおり考える場合には、大学としては論文盗用等の被害を受けた者に対する安全配慮義務をより強く認識すべきこととなり、これは、本件における Y1 大学の A に対する配慮について、種々の問題があったとの結論が導かれやすくなることを意味している。従って、この観点からすれば、Y1 大学としては、A に対して自己の法律上の利益や精神的な安定を守るために、弁護士あるいはカウンセラーに相談するよう勧めることが必要であったこととなり、本件の事実関係の下で、Y1 大学の A に対する安全配慮義務が完全に果たされていたかに関する本判決の判断には、疑問の余地が生じないではない。実際、本件の事実関係の経緯からして、A は Y2 の論文が取り下げられずに残っていたことに気づいてから体調を悪化させたものであり、判旨の述べる通り Y1 大学には当該論文を取り下げさせる権限自体はないものの、当該論文の存在が A の心身の状態を悪化させるおそれがあることについては予見可能であったと考えられるから、Y2 による論文の盗用があったと判断し、Y2 に対する処分を行ったことを以て、本件に関する対応を事実上終了させ、前述したような A に対する配慮等を特に行わなかったことが、Y1 大学の A に対する安全配慮義務違反を構成すると考える余地は、相当程度高いように思われる。

本件は、X らにより控訴され、平成31年3月に、控訴審において、(1) Y1 大学及び Y2 は、亡くなられた A について、謹んで、哀悼の意を表する、(2) Y1 大学は、大学に勤務する教職員にとって、研究を行いその成果を公表することが重要であることを踏まえ、不正な論文を許さないものとする、(3) Y1 大学は、Y1 大学において、論文不正事案が発生した場合には、必要な調査を尽くし、被害を受けた教職員の申告により、Y1 大学が当該教職員の心身

14 この考え方に対しては、大学は学内で発生した事件について自律的な解決を図るべきであり、裁判を前提にすること自体が大学の自治に沿わないとの見解が生ずるかもしれない。しかしながら、大学の自治は、組織運営が自律的民主的に行われ、大学の本分である研究及び教育に関する自由が尊重され保障されることに本質があり、大学内で発生した不祥事に対して、問題解決の専門家とは言えない大学の構成員が信頼関係の崩壊の危険に晒されながら、独自の解決を行うことまでは意味していないものと考えられる。

の不調を把握したときは、Y1大学は当該教職員と協議の上、その希望も踏まえて、その業務負担を軽減するなどの措置を講ずるものとする、との内容の和解が成立した<sup>15</sup>。

#### 4 論文の盗用の判断基準とその限界

「論文の盗用」としてこれまで問題とされてきた事案では、主題、構成はもとより、用いられた表現について酷似していることが、「盗用」に当たるための要件とされてきており、これは、著作物の表現を保護するという著作権法の趣旨にも合致している。一方で、論文の価値が、主題に対する学術的観点の独創性に求められていることも周知のとおりであり、かかる学術的観点の中には、ある特定の検討課題そのものや、検討に際しての議論の構成や進行も含まれる、と考える者が、特に学界においては多いように思われる。

もっとも、同一の主題について、各自の独創的観点から各々検討を加え議論することは、学界実務界を問わず当然行われるべきであり、特定の主題について議論すること自体が制限されてしまうことは、学問の自由が保障されている現行法上あり得ない事態というほかない。また、ある種の検討課題については、議論するための学術的手法について、概ね一致した構成が用いられる場合も珍しくない筈であり、論文の構成自体に常に権利性が認められるわけでないことも明らかである。

しかしながら、多くの者が採用している、権利性を認められていない論文の構成も、理論的には誰かが最初に用い、その知見や観点については大抵の場合その著者による学術的な独自性が認められてしかるべきである以上、どのような状況下でどの範囲において論文の構成に権利性を認めるべきかについては、極めて微妙な判断が必要となる筈である。

本節では、主題や構成については酷似しているが、具体的な表現が異なる論文について、どこまでの範囲を「論文の盗用」とすべきであるかが争われ、論文の盗用を指摘された者が、かかる指摘をした者を名誉毀損で告訴した事例である、東京地判平成31年1月21日平成25年(ワ)16925号を題材として考えてみる<sup>16</sup>。

#### 【事実】

原告X、被告Yは、共に近現代日本経済史を研究する歴史学者・経済学者であり、若年の頃は、近接した分野の研究者として、共同で学会発表を行ったり、他の研究者らと共に共著として研究書を上梓したり、学術上の問題について個別に議論したりする等、かなり密接な学術上の交流があった。

Xは、昭和50年末、『大東亜共栄圏』の形成と崩壊<sup>17</sup>と題する書籍（以下、「X書籍」という）を上梓した。これに対してYは、X書籍刊行後30年以上が経過した平成21年3月以降、当時勤務していた訴外A大学で

15 大阪高裁平成30年（ネ）1304号。なお、同和解では、解決金としての金員の支払についても該当論文の取扱いについても、Xら側の意向に配慮したと評価して差し支えない内容の合意が交わされているが、かかる項目については、両当事者に口外禁止条項が設けられている。

16 本件については、一方当事者であるY本人ないしその支援者が、様々な形で情報発信を行っている。書籍化されたものとして、原朗『創作か盗作か：「大東亜共栄圏論」をめぐって』（同時代社、2020年）。また、「原朗氏を支援する会」ウェブサイト [sites.google.com/view/aharashien/](https://sites.google.com/view/aharashien/) によれば、Xの元所属大学あるいはX書籍について博士号を授与した大学に対して、研究倫理違反に係る調査等を申し立てたほか、本件訴訟及び大学の調査等に関する検討を含めた新著を刊行したとのことである。原朗編著『学問と裁判－裁判所・都立大・早稲田大の倫理を問う』（同時代社、2022年）。（2022年8月27日18時00分閲覧）。

17 御茶の水書房、1976年。

の最終講義や、自身の書籍中において、Xの氏名やX書籍の題名等を摘示しつつ、(1) X書籍が、当時発行を目的として書き進めていた自身の書籍の主題と構成に係る剽窃ないし盗用であること、(2) そのため自分は準備していた書籍の刊行や学位申請を断念したこと、(3) 自分としては当時Xの学会の中での立場に配慮して盗用の告発を躊躇したこと、(4) 本件についてXから謝罪を受けていないこと、(5) Xの剽窃・盗用によって自分の研究者としての人生は大きな打撃を受けたこと、を発言あるいは記述した。

本件は、XがYに対し、X書籍はX自身の学術的成果を公表したものであってYの研究成果の剽窃ではなく、Yの上記発言や記述はXの名誉を毀損するものであると主張して、慰謝料及び弁護士費用計330万円の支払並びに謝罪広告の掲載を求めたものである。Yは、X書籍の構成と主要な分析視点は、Yから学術上の議論と称して聞き出したことを記述したものであり、当時学術上の交流があった立場を奇貨として、未公表であるもののYが準備していたことが明らかであったYの研究成果を剽窃ないし盗用したものであるから、上記発言及び記述は真実であり、違法性が阻却される等と反論した。

### 【判旨】 請求一部認容（慰謝料弁護士費用計220万円認容、謝罪広告棄却）

① 「剽窃という語句について、確定的な定義は存在しないところ、証拠によれば、学問の世界においては、出典を明示することや適切な引用方法によらず、他人の著作物を無断で借用したり、自己の著作物であるかのように発表したりすることのみならず、著作物になっていない他人のアイデアや理論等を自己のものとして発表することも剽窃として非難されることがあることが認められる。」「このような剽窃という語句の使われ方及び一般人が想起する剽窃という語句の理解に鑑みると、本件摘示事実の真実性の検討に当たっては、他人の著作物又はアイデアに依拠して、これを自己の著作物又はアイデアとして表現する行為があった場合に、剽窃の事実が真実であったことの証明があったものと認めるのが相当である。また、上記の「他人のアイデア」については、もともとアイデアには新規性や独創性のあるものからありふれたものまで様々なものが想定されるところであるが、ここで剽窃の対象となるアイデアには、既出のアイデアや、ありふれたアイデアは含まれないと解するのが相当である。」

② 「Yは、本件X著書とY学会報告の全体構想、表題・用語法、満州事変から太平洋戦争終結までの時期区分、大東亜共栄圏における投資形態、貿易構造及び金融構造等の記述内容の観点から、Xが、Y学会報告を剽窃したものであり、また、XがY学会報告の基礎となったY先行論文をも剽窃したとして、本件発言等の摘示事実の重要部分について真実であるなど、別紙争点対照表の各観点から剽窃が真実であるとの主張をするので、以下、……検討する。」

③ 「本件X著書とY学会報告とは、研究対象や分析の視点が一部重なっていることが認められるものの、当該重なる部分は、上記のアイデアに属する事柄であって、これが剽窃の対象になるとはおよそ認められないものであるし、また、記述の順序や具体的な検討対象等が異なっていることも併せて考慮すると、課題設定及び論理構成という論文の全体構想について、剽窃が行われたとは認められない。」

④ 「Yは、本件原告著書の表題である『大東亜共栄圏』の形成と崩壊』は、大東亜共栄圏の形成過程と崩壊過程を同時に把握しようとする点でYの創見であると主張する。しかしながら、「形成」及び「崩壊」という語句は、いずれもありふれた語句である上に、大東亜共栄圏の形成過程と崩壊過程を論じることそれ自体は、誰でも行い得るものであり、前記意味におけるアイデアとはいえないから、Xが上記表題に決めたことを剽窃と認めることはできない。」

⑤ 「また、Yは、大東亜共栄圏の分析に当たって占領政策史的観点が必要不可欠であること及びこれを展開過程として捉える方法を用いることはYの創見であるところ、XはYの創見による手法を用いて剽窃



したと主張する。しかしながら、植民地及び占領地の研究において、占領政策の把握やその展開過程を把握することは、一般的な研究手法ということができ、誰でも行い得るものであって、前記意味におけるアイデアとはいえないから、上記手法を用いて記述することが剽窃に当たるとはいえない。」

Yは、この判決を不服として控訴・上告したが、控訴審及び上告審はYの控訴・上告を棄却し、本判決の判断は確定した<sup>18</sup>。

本件は、論文の盗用を指摘された者が、それを指摘した者に対して慰謝料の支払と謝罪広告とを求めたものであり、「論文の盗用」の実質的基準の問題は、Yの抗弁として主張されている。名誉毀損訴訟の構造上、X側の主張としては、Yから論文の盗用を摘示されて社会的評価が低下したことを以て足り、Y側がこれに対して、X書籍とYの研究成果とを対比して、X書籍による「盗用」を立証する必要があるわけであるが、本件の状況からすると、Y側が相当不利な立場に置かれていたことは否めない。

すなわち、Y側の主張によるX書籍による「盗用」の内容は、要するに、検討課題の特定と論文の構成について、XがYから学術上の意見交換をする際に聴き取ったことをX書籍中に記載した、というものであり、かつ、当時のYの研究成果は具体的な書籍の形態とはなっていなかったというのである。そうすると、X書籍がYの研究成果の盗用であるとするためには、XがYから聴取した学術上の観点について、X自身の考察を加えることなくX書籍に記述したことを立証しなければならないところ、まずそもそもYがXに対してどのような内容の学術上の観点を伝えたかが具体的に明らかでなく、かつ、Xがかかる観点を自己の考察を加えることなくX書籍に記述したか否かはXの内心の問題を含むものであるため、Yによる証明はさらに困難となる。

この点について、仮に、YがXに対して未発表の原稿を手交し、Xがその内容の全部又は一部を引き写したということであれば、かかる未定稿が当時Yによって記述されていることが、Xを含めた周囲に明らかとなっていた旨を立証することにより、XがYの研究成果を盗用したことを明らかにできる可能性が出てくる。また、第三者を交えた研究会等の席上においてYが口頭で述べ、あるいはYが作成配付した資料中に記載した観点を、Xがそのまま自己のものとして書籍中に記載したということであれば、当該観点についてはYが原著者であることを明らかにできる可能性が高い。さらに、仮にYが、X書籍が刊行された直後に、臆することなく自己の学術的観点に基づいた自己の書籍を刊行していた場合には、X書籍との異同について、学術的のみならず本件訴訟において法的に争うことも、十分可能だったものと思われる。実際、本判決がXによる盗用を認めなかった理由は、盗用の元となったとされるYの学術的観点の内容を、Y側が裁判所に対して具体的に示すことができなかった点にあると考えられる<sup>19</sup>。

18 控訴審：東京高判令和元年9月18日平成31年（ネ）715号、上告審：最決令和2年6月15日令和2年（オ）170号・令和2年（受）218号）。

19 なお、本文で述べた仮定以外で、XがYの学術上の観点を盗用したことを証明する方法としては、端的にXから盗用の事実について自白を引き出すほかない。しかしながら、この点についても、Yが最終講義やそれに関連する原稿等でXやX書籍を名指しせず、関係者にとっては概ね誰のことが判明する程度に状況を匂わせながら盗用の可能性を示唆するに留めていたとすれば、Xが訴訟を提起すること自体が、事実上盗用の事実を自白したことに相当する評価を受ける結果となりかねないため、Xとしては関知しないふりをせざるを得ず、少なくとも学界の内部においては、Y側の主張が通用していた可能性が高かったものと推測される。

以上のほか、Y側は、上告審段階になって、Xによる他の論文について、Yとは異なる他の研究者の論文からの盗用が認定されたとの事実を提示し、Xが本件に関しても盗用を行った状況証拠となると主張して、事実認定に関する審理の続行を求めている。しかしながら、この際にXによる盗用が行われたとされる根拠は、正に対象論文相互間の記述内容の具体的一致の程度であり、本件でのYの主張と根本的に相容れないものと言わざるを得ず、結果として、Xの学者としての資質を問うための傍証以上のものとはならなかったものと考えられる<sup>20</sup>。

結局のところ、当時においてXによる盗用が行われたと認識しつつ、特に行動を起こさなかったYが、30年以上を経て名指しでXの盗用を指摘したことは、法的紛争特有の駆け引きとしては、極めて不適切な行動であったと評価せざるを得ないように思われる。これに加えて、本件に関する争点をYの言動による名誉毀損の成否という法律論に限定し、学術的な観点に係る論争を訴訟中でほとんど行わなかったX側の、いわゆる「作戦勝ち」と評すべきものも、事実上与っているのかもしれない。

なお、本件の両当事者の研究分野は、史実を資料とする学術的観点を提示するものであるため、仮に具体的な分析対象や史実に関する事実関係の叙述が相当程度一致していたとしても、そもそも盗用であるとの認定がされにくいという特徴があり、この点も本件におけるYにとって不利に働いた可能性が否定できない。すなわち、固有の実験結果や観察データを主な拠り所として学術的観点を提示する分野であれば、研究成果の最も重要な部分は各著者によって提示された実験結果等であり、理論上はともかく現実には全く同一内容の実験結果等が生ずること自体がほぼあり得ないことであるから、盗用の認定を行うべき前提ないし判断基準について、異なる状況が生ずるであろう。

以上を要するに、自己の内心において形成途上の学術上の観点を、外部に対してどこまで公表することが、結果として自己の権利や利益を守ることとなるかは、かなり微妙な判断を要するように思われるが、充分検討ないし検証されていない段階における批判や反論の生ずる可能性が仮に大きいと考えられたとしても、およそ学術上の観点は、可能な限り公表して学術上の議論の俎上に乗せることが、結果として「研究上の観定の盗用」を防止することが可能となる点で、むしろ合理的であるように思われる。

## 5 論文の盗用防止体制の構築と課題

これまで検討してきたことからすると、論文の盗用に関する現状における種々の問題点については、次のようにまとめられるものと思われる。

第1に、論文の査読を典型とする公表前の審査による論文の盗用を発見しあるいは公表を防止する体制を構築することには、明らかな限界があると言わざるを得ない。従って、論文の盗用が発覚した後に、論文審査をしていた者や、当該論文について指導者としての地位にあった者の責任を問うべきか否かについては、極めて慎重に検討することが必要である。

20 実際、仮にXが当該論文について盗用をした事実が認定されたとしても、そのことを以てX書籍がYの学術上の観点を盗用したことの直接の証拠とはならないことは明らかであり、裁判所から見れば、Y側の主張は、独自の見解と評さざるを得ないものであったと思われるが、最高裁判所は前記のとおり上告棄却・上告不受理決定により本件を終結させており、Yの主張に対する具体的な判断を一切示していない。

第2に、剽窃チェックツールを含む科学技術的な手法を駆使して論文の盗用を発見するための利便性ないし効率性の追求は、基本的には否定されるべきでない。しかしながら同時に、当該技術に対して過度の信頼を置くことも厳禁であり、かかる技術の特性と弱点とを考慮して、合理的に用いることが重要である。前述のとおり、現行の論文剽窃チェックツールは、論文に使用されている単語単位で一致しているか否かを判定するものであり、論文の内容を構成する資料が当該論文独自の実験結果等である場合には、相当の効力を発揮することが期待できるが、例えば法律学のように、検討対象課題に関する重要単語や対象事実が全ての著者との関係で共有されている場合や、法律の条文や判決文のように著作権の対象とならないものが少なからず混在している場合にあっては、かえって論文の盗用を発見するための障害とさえなりかねないことに注意しなければならない。また、かかる論文剽窃チェックツールは、ウェブ上で電子データとして論文が公表されているものを検索対象とするものであり、法律学のように必ずしも全ての論文がデータ化されているわけではない場合や、外国語の論文を事実上翻訳したような場合には、一致する表現が検索対象とされない可能性があること等についても、慎重に配慮すべきである。

しかしながら第3に、上記のように論文の盗用の事前防止対策が困難であるとしても、論文の盗用に対して厳に許容しないことを内外に示し、また、論文の盗用を無効化するための各原著者における対応の努力も、同時に行われてしかるべきである。例えば、論文剽窃チェックツールに事実上限界があることに留意しつつ、できる限りかかる剽窃チェックツールに対する検索の対象となるようにするため、少なくとも論文を作成した場合には、当該論文の主題と書誌情報及び論文内容の要旨とをインターネット上に公開し、論文の盗用を発見するための端緒とできるよう工夫することは、相当の効果を期待できるものと思われる。また、全ての著者のために公開されるべきデータについては、当該データが一覧あるいは容易に検索可能であるようなデータベースを構築し、検討対象資料となる事実関係を「共有化」することも、有効な場合が少なくないであろう。

さらに第4に、論文の盗用が疑われた場合における調査についても、できる限り広く関係資料を公開することによって、調査自体の適切性と当事者ないし関係者間における取扱の公平性とを同時に担保することができる体制を、構築することが望ましい。これまでの論文の盗用に関する調査は、当事者の権利保護として必要である範囲を超えて、関係者間のみで内密に処理されてきたとの感がないではない。かかる処理の方法は、一面では過剰な攻撃ないし衝撃が当事者ないし関係者に及ぶことを防止してきた側面があることは明らかであるが、論文が公表されて社会全体からの評価を受けるべきものである以上、その内容の真正さや適切さを論証するためにも、論文の盗用に関する調査過程や審査過程は、できる限り透明性を確保することが、必要となってくるものと思われる。併せて、当事者ないし関係者に対して調査の際に過剰な負荷が及ぶことを防止することをも兼ねて、証拠に関する準則や、「盗用」それ自体の定義に関する解釈についても、より積極的な議論が行われていくことが必要である。但し、同時に、論文の盗用が疑われた者をはじめとする当事者ないし関係者が保護されるべき名誉に対する配慮、特に、興味本位に基づく無責任な言動や、適切な批判を超えた誹謗中傷から当事者及び関係者を保護する体制を構築することも必要である。また、盗用とされた論文についても、かかる論文が一旦公表された事実は遑って消滅させるべきではなく、

むしろ論文の盗用等に関する研究資料としての利用を確保することが必要であるため、利用者と利用目的を限定し、利用者が誰であるかを管理者において記録しつつ非公開での閲覧等を認める等の対処が、現実的であると思われる。

以上を要するに、論文の盗用を事実上無効化し、研究不正をそもそも行わせないようにするために最も重要である点は、種々の局面における論文の公開と、手続に係る透明性の確保にあると考えられる。論文は本来、社会全体に向けて発信されるべきものであり、社会全体からの健全な評価を受けることによって存在意義が増すものであるから、論文の盗用を防止するための体制の構築に関しても、各分野における専門家の努力に加え、社会全体からの監督が併せて行われることが、必要であるように思われる。

(了)

(筑波大学准教授)